

令和8年度「奈良の食」に触れる機会の増加事業委託業務説明書

1. 委託業務名

令和8年度「奈良の食」に触れる機会の増加事業委託業務

2. 業務の目的

奈良県には柿やイチゴ以外にも、多くの食材があるが、広く利用されるには至っていない。そこで、首都圏、関西のシェフ、料理人に「奈良の食」に関心を持ってもらい、「奈良の食」の認知度を高め、奈良県産食材の消費拡大につなげる。

そのために、首都圏や関西のシェフ、料理人や飲食業関係者に奈良の食材、食材の魅力や生産状況などを知ってもらい、理解を深めてもらう。

さらに、首都圏・関西の飲食施設において、奈良の食材を活用したメニューを提供するフェアを実施し、消費者が「奈良の食」に触れる機会を増やす。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4. 委託業務の内容

(1) 奈良の食材への理解を深める取組

奈良の食材に関心がある首都圏、関西の飲食店のシェフ、飲食業関係者を対象に、奈良の食材、食材の背景や魅力、生産の取組などを理解してもらい、奈良の食材への興味を高める取組を実施する。

対象：首都圏、関西（奈良県を除く）の飲食店のシェフ、料理人等、飲食業関係者 複数名

(2) 飲食店でのフェアイベントの実施

時期：令和9年1～2月

実施期間：2週間以上

実施店舗：首都圏、関西のホテル、飲食店等 首都圏4店舗以上、関西（奈良県を除く）3店舗以上

内容

- ・(1)で興味を持ってくれたシェフ等を中心に、首都圏、関西のシェフ、料理人に奈良県産食材を使用したメニューを考案してもらい、各店舗で提供し、利用客に「奈良の食」を体験してもらい、奈良の食材に関するアンケートを行う。
- ・フェア実施内容について、実施店舗と調整を行い、県と協議の上、決定する。
- ・フェア実施前、実施期間中に各種メディアや動画を含むSNS等を用い、実施内容について発信し、奈良の食材の魅力をPRする。併せて、実施店舗のホームページ等にも実施内容等を掲載する。
- ・使用する食材の生産量、出荷体制等に配慮し、実施店舗が使用する食材が偏ることがないように、生産者とのマッチング等、調整を行う。
- ・メニュー考案に必要となる県産食材サンプルを実施店舗に提供する。サンプル材料費は事業費に含める。

- ・フェアイベント実施期間内に、その食材の提供生産者、シェフ等、利用客の交流イベントを実施する。実施店舗は首都圏、関西(奈良県を除く)とも各1店舗以上

(3) その他

- ・契約書の作成を要する。
- ・契約に当たっては、原則として県が示す業務委託契約書案を使用する。
- ・契約締結後 14 日以内に本業務説明書及び企画提案の内容に基づいて、業務実施計画書（様式自由）を作成し、提出すること。
- ・委託業務の遂行に際しては、進捗状況およびその後の実施内容を確認するため、県の担当者と毎月 1 回以上の打ち合わせを実施すること。
- ・委託業務完了後は、速やかに委託業務完了報告書（第 1 号様式）を県に提出すること。

5. 成果品

本業務の成果品及び納期は、以下のとおりとする。

- ・成果報告書、経費明細書、業務の成果に関する資料、その他、知事が必要と認める書類
- ・納期：令和 9 年 3 月 26 日（金）

6. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本業務を受託しようとする者は、別紙の奈良県公契約条例に関する遵守事項を理解した上で受託すること。
- (2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は、成果物の納品と同時にすべて奈良県に譲渡されるものとする。
- (3) 業務実施の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また、業務の進捗等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(第1号様式)

令和 年 月 日

委託業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地
商号
代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称

令和8年度「奈良の食」に触れる機会の増加事業委託業務

2. 契約年月日 令和 年 月 日

3. 業務期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

4. 成果品

- ① 成果報告書
- ② 経費明細書（様式は自由）
- ③ 業務の成果に関する資料
- ④ その他、知事が必要と認める書類